

令和 7 年度保育所等の整備に対する助成事業

募集要項

令和 7 年 6 月

(公財) 車両競技公益資金記念財団

令和 7 年度「保育所等の整備に対する助成事業」を下記により募集します。

1. 事業目的

社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、社会福祉法人が所有、運営する保育所等の施設等の補修改善を助成し、心豊かな社会づくりに貢献することを目的とします。

2. 定義

保育所等の整備に対する助成事業において、保育所等とは「児童福祉法」第 39 条に規定する施設及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 2 条第 6 項に規定する認定こども園及び同条第 7 条に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

3. 事業の名称

令和 7 年度保育所等の整備に対する助成事業（以下「本助成事業」という。）

4. 事業内容

社会福祉法人が所有し、運営する保育所等の施設で、老朽化により利用上の支障をきたし、その原状回復が必要と認められる施設等の補修改善工事等（以下「補修改善事業」という。）に係る費用（以下「事業費」という。）の一部を助成します。

本助成事業の事業期間は、交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとします。

5. 選定基準

補修改善事業は、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものでなければなりません。

- (1) 申請者が助成を申請する施設等の整備（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果が期待できると認められるものであること。
- (2) 財団の助成がなくして、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (3) 当該申請事業が営利を目的とするものでないこと。
- (4) 当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする法人及び反社会的勢力でないこと。
- (6) 助成事業の助成を受け、当該助成事業の助成金の額の確定日の属する事業年度（国の会計年度）の末日の翌日から起算し5事業年度を経過していること。

6. 助成の対象者

本助成事業の対象者は、保育所等を所有し運営する社会福祉法人とします。

7. 助成率及び助成金の限度額

保育所等の助成率は助成対象事業費総額の3分の2以内とし、助成金の限度額は400万円とします。

8. 助成金額の単位

1万円未満の端数は切り捨てとします。

9. 助成の対象になる補修改善

本助成事業における助成の対象は、次の各号に掲げる建物及びその建物の付帯設備並びに付帯機器（以下「付帯設備等」という。）とします。

(1)原則として主たる事業を営む完成後 15 年を経過した建物及び付帯設備等（以下「建物等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

①老朽化により支障が生じていること。

②原状回復を必要としていること。

(2)建物等の一部に不可分一体の完成後 15 年未満の増改築部位及び増設付帯設備等があり、当該部位及び付帯設備等を含めた補修改善を行う場合の助成は、次に掲げる要件に該当する場合のみとします。

①前(1)の補修改善工事と共に同時期に一体で行われる補修改善であること。

②老朽化等により利用上支障をきたしていること。

③原状回復を必要としていること。

(3)15 年を経過していない付帯設備等であって、次の各号の要件を満たす場合は助成の対象になることがあります。

①耐用年数を経過し使用不能又は機能が著しく低下し使用に耐えない状態であり原状回復を必要としていること。

②当該付帯設備等の部品の供給が終了し、入手困難により修理することができないこと。

10. 助成の対象になる建物等の部位及び工事内容

建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合義務制度に適合する内容であって次の各号に該当するものとします。

なお、交付決定後であっても、完了検査を受けて適合しない場合は助成金を取り消す場合があります。※詳細は設計監理者にお問い合わせください。

(1) 建物等の部位は次表に掲げるとおりとします。

別表 1 (7. (5)助成の対象とする建物等の部位及び工事内容)

助成の対象とする建物等の部位
建物の屋根、壁、床、便所、浴室（※1）、ベランダ、窓サッシ等
建物に付帯する設備である暖冷房、照明、給湯設備、合併処理槽

（※1）保育所等は除く。

(2) 工事内容は次表に掲げる通りとします。

別表 2 (7. (5)助成の対象とする建物等の部位及び工事内容)

工事区分	工事内容
建物の補修改善工事	・ 防水、防錆を目的とした工事 ・ 便器、浴室、浴槽等の交換・補修等 ・ 建物の内装補修工事
改造工事	・ 建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・ バリアフリー工事
増築工事	・ 制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が10㎡未満であること。
その他の工事	・ 施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。
設備工事	・ 暖冷房空調設備の取り換え工事 ・ 照明機器の取り換え工事 ・ 給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取り換え工事 ・ 上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事 ・ 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事

11. 助成の対象になる費用

助成の対象になる費用は次の各号に定める費用とします。

(1) 設計費用及び監理業務費用

本補修改善工事に係る設計及び監理業務（以下「設計監理業務」という。）に関する費用であって、設計監理業務委託契約に基づく委託料。

(2) 工事費用及び設備費用

助成の対象になる増築の建築基準単価及び設備の基準単価は次表のそれぞれの基準以内とします。

① 増築の建築基準単価は次表に掲げるとおりとします。

別表 3（8. 助成の対象とする費用・増築の建築基準単価）

基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1㎡あたり基準単価
	1. 鉄筋コンクリート造	187,000円
	2. 鉄骨造	170,000円
	3. 木造	145,000円

② 設備の基準単価は次表に掲げるとおりとします。

別表 4（8. 助成の対象とする費用・設備の基準単価）

設備区分	基準単価
合併処理槽	JIS算定対象人員1人当たり100,000円

注1）実際の単価が上表より低い場合は、その低い単価とします。

注2）基準単価の対象には次の費用を含みます。

電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト設備、屋外非常階段の工事

注3）増築部分に暖冷房設備を設置する場合の費用は、次のとおりそれぞれの建築基準単価の割増しを認めます。

- ・暖房設備のみの場合 9%
- ・冷房設備のみの場合 11%
- ・暖冷房設備費の場合 13%

12. 助成の対象にならない費用

次の各号に掲げる費用は助成の対象になりません。

- (1) 交付決定前の契約及び着手した工事等。ただし前 11. (1) 設計・監理業務の契約は除く。
- (2) 土地の取得、賃貸、造成及び外構（建物以外の園庭、フェンス、敷居塀、側溝、駐車場、躯体と接合していないもの等）工事並びに造園工事等の費用
- (3) 登記、登録等のための費用
- (4) 備品・機器等の購入費用
- (5) 振込手数料

13. 助成金の交付申請方法

「事業計画書兼助成金申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し必要書類を添えて申請してください。

【申請書の入手・提出先】

法人所在地の都道府県共同募金会

【申請受付開始日】

令和 7 年 6 月 2 日（月）

【提出期限】

令和 7 年 6 月 30 日（月）（必着）

14. 問い合わせ

・ 保育所等

法人所在地の都道府県共同募金会

15. 審査結果の通知

審査結果は、令和7年9月下旬に申請事業者に郵送で通知します。

なお、採否の理由を含む選考に関するお問い合わせには応じません。

16. 助成金の支払方法

助成金の支払は精算払いとします。

支払方法：工事完了後に事業者が自己負担金分以上の支払完了した後に提出する
「助成金の精算払い申請書」の決裁を経て指定された金融機関口座に振
込みます。

17. 個人情報の取扱いについて

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。

令和 7 年度保育所等の整備に対する助成事業
応募要領

令和 7 年 6 月
(公財) 車両競技公益資金記念財団

令和7年度保育所等の整備に対する助成事業への応募は本要領に基づき申請してください。

1. 事業目的

社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、社会福祉法人が所有、運営する保育所等の施設等の補修改善を助成し、心豊かな社会づくりに貢献することを目的とします。

2. 定義

保育所等の整備に対する助成事業において、保育所等とは、「児童福祉法」第39条に規定する施設及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第6項に規定する認定こども園及び同条第7条に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

3. 事業の名称

令和7年度保育所等の整備に対する助成事業（以下「本助成事業」という。）

4. 事業内容

社会福祉法人が所有し、運営する保育所等の施設で、老朽化により利用上の支障をきたし、その原状回復が必要と認められる施設等の補修改善工事等（以下「補修改善事業」という。）に係る費用（以下「事業費」という。）の一部を助成します。

本助成事業の事業期間は、交付決定の日から令和8年3月31日（火）までとします。

5. 選定基準

補修改善事業は、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものでなければなりません。

- (1) 申請者が助成を申請する施設等の整備（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果が期待できると認められるものであること。
- (2) 財団の助成がなくして、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。

- (3) 当該申請事業が営利を目的とするものでないこと。
- (4) 当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする法人及び反社会的勢力でないこと。
- (6) 助成事業の助成を受け、当該助成事業の助成金の額の確定日の属する事業年度（国の会計年度）の末日の翌日から起算し5事業年度を経過していること。

6. 助成の対象者

本助成事業における対象者は、保育所等を所有し運営する社会福祉法人とします。

7. 助成率及び助成金の限度額

保育所等の助成率は助成対象事業費総額の3分の2以内とし、助成金の限度額は400万円とします。

【参考】

(1) 助成金申請額の算定式

助成金申請額（1万円未満は切捨）＝ 事業費 × 助成率

注）事業費とは、本補修改善事業の対象になる補修改善工事に係る費用及び設計監理費です。

(2) 使用割合による助成金算出方法

助成の対象とならない事業と共用する建物の部位を含む補修改善工事の場合は、当該建物の延べ床面積における助成対象箇所の専有面積率及び使用割合その他の費用配賦率等により算出します。

(3) 交付決定後に事業費が増減した場合の注意事項

- ①事業費が増額となった場合であっても、交付決定した助成金額は変更しません。
- ②事業費が減額となった場合、減額後の事業費に助成率を乗じて得た額を減額変更後の助成金額とします。

8. 助成金額の単位

1万円未満の端数は切り捨てとします。

9. 助成の対象になる補修改善

本助成事業の助成の対象は、次の各号に掲げる建物及びその建物の付帯設備並びに付帯機器（以下「付帯設備等」という。）とします。

- (1) 原則として主たる事業を営む完成後 15 年を経過した建物及び付帯設備等（以下「建物等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。
 - ①老朽化により支障が生じていること。
 - ②原状回復を必要としていること。
- (2) 建物等の一部に不可分一体の完成後 15 年未満の増改築部位及び増設付帯設備等があり、当該部位及び付帯設備等を含めた補修改善を行う場合の助成は、次に掲げる要件に該当する場合のみとします。
 - ①前(1) の補修改善工事と共に同時期に一体で行われる補修改善であること。
 - ②老朽化等により利用上支障をきたしていること。
 - ③原状回復を必要としていること。
- (3) 15 年を経過していない付帯設備等であって、次の各号の要件を満たす場合は助成の対象になることがあります。必ず事前にお問い合わせください。
 - ①耐用年数を経過し使用不能又は機能が著しく低下し使用に耐えない状態であり原状回復を必要としていること。
 - ②当該付帯設備等の部品の供給が終了し、入手困難により修理することができないこと。

10. 助成の対象になる建物等の部位及び工事内容

建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合義務制度に適合する内容であって次の各号に該当するものとします。

なお、交付決定後であっても、完了検査を受けて適合しない場合は助成金を取り消す場合があります。※詳細は設計監理者にお問い合わせください。

- (1) 建物等の部位は次表に掲げるとおりとします。

助成の対象とする建物等の部位
建物の屋根、壁、床、便所、ベランダ、窓サッシ等
建物に付帯する設備である暖冷房、照明、給湯設備、合併処理槽

(2) 工事内容は次表に掲げるとおりとします。

工事区分	工事内容
建物の補修改善工事	・ 防水、防錆を目的とした工事 ・ 便器、浴室、浴槽等の交換・補修等 ・ 建物の内装補修工事
改造工事	・ 建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・ バリアフリー工事
増築工事	・ 制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が10㎡未満であること。
その他の工事	・ 施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。
設備工事	・ 暖冷房空調設備の取り換え工事 ・ 照明機器の取り換え工事 ・ 給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取り換え工事 ・ 上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事 ・ 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事

(3) 上記に付帯する建物の部位等で不明な場合は、お問い合わせください。

11. 助成の対象になる費用

助成の対象になる費用は次の各号に定める費用とします。

(1) 設計費用及び監理業務費用

本補修改善工事に係る設計及び監理業務（以下「設計監理業務」という。）に関する費用であって、設計監理業務委託契約に基づく委託料。

(2) 工事費用及び設備費用

助成の対象になる増築の建築基準単価及び設備の基準単価は次表のそれぞれの基準以内とします。

① 増築の建築基準単価は次表に掲げるとおりとします。

基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1㎡あたり基準単価
	1. 鉄筋コンクリート造	187,000円
	2. 鉄骨造	170,000円
	3. 木造	145,000円

② 設備の基準単価は次表に掲げるとおりとします。

設備区分	基準単価
合併処理槽	JIS算定対象人員1人当たり100,000円

注1) 実際の単価が上表より低い場合は、その低い単価とします。

注 2) 基準単価の対象には次の費用を含みます。

電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、火災報知機設備、消火栓設備、
非常通報装置設備、リフト設備、屋外非常階段の工事

注 3) 増築部分に暖冷房設備を設置する場合の費用は、次のとおりそれぞれの建築基準単価の割増しを認めます。

・暖房設備のみの場合 9 %

・冷房設備のみの場合 11 %

・暖冷房設備費の場合 13 %

12. 助成の対象にならない費用

次の各号に掲げる事項及び費用は助成の対象になりません。

- (1) 交付決定前の契約及び着手した工事等

ただし、前 11(1) 設計監理業務委託契約は除く。

- (2) 土地の取得、賃貸、造成及び外構（建物以外の園庭、フェンス、敷居塀、側溝、駐車場、躯体と接合していないもの等）工事並びに造園工事等の費用

- (3) 登記、登録等のための費用

- (4) 備品・機器等の購入費用

- (5) 特殊浴槽の購入費用

- (6) 振込手数料

13. 助成金交付申請の方法

【申請書の入手・提出先】

団体等所在地の共同募金会

「事業計画書兼助成金申請書」に次表に掲げる書類を添えて団体等所在地の各都道府県共同募金会に提出してください。

なお、書類に不備や不足がある場合は、申請を受理しないことがあります。助成事業実施計画申請書の作成にあたっては「記入例」及び「添付書類について」をご確認ください。

■申請者(法人)が準備する書類

1. 法人に関する書類

書類 番号	書類の 用途	書類名	備考
①	申請事項 の審査	事業計画書兼助成金申請書	
②	申請法人 が申請要 件に適合 している か審査	定款	
③		役員名簿	
④		直近で終了した事業年度の事業 報告書	
⑤		直近で終了した事業年度の期末 の収支報告書	
⑥		直近で終了した事業年度の期末 の貸借対照表	
⑦		直近で終了した事業年度の期末 の財産目録	
⑧		補修改善事業を行う年度の事業 計画書	今回申請する補修改善に関する記 載箇所をマーカーしてください。
⑨		補修改善事業を行う年度の収支 予算書	今回申請する補修改善に関する記 載箇所をマーカーしてください。
⑩		履歴事項全部証明書（法人登記 簿謄本）	・申請時直近のものをご提出くだ さい。 ・別紙「土地一覧表」でまとめて ください。
⑪		登記事項全部証明書（不動産登 記簿謄本）	・申請時直近のものをご提出くだ さい。 ・別紙「土地一覧表」でまとめて ください。
⑫		公図（こうず）	公図とは、登記所に備え付けられ ている図面で、土地の位置や形状 を確定するための地図で、法的な 図面です。
⑬		法人登録印鑑証明	申請時直近のものをご提出くだ さい。
⑭		助成事業の実施に関する誓約書	※停止条件付誓約書
⑮		反社会的勢力排除に関する誓約 書	別紙「反社会的勢力排除に関する 誓約書」を提出してください。

2. 建物に関する書類

書類 番号	書類の 用途	書類名	備考	建物の 補修改 善工事	設備の改修工事	
					取換 のみ	付帯工 事がある 場合
⑩－1	現状の建 物概要を 確認	案内図（広域及び周辺）		○	○	○
⑩－2		建築確認申請時の配置図				
⑩－3		現状の配置図			○	○
⑪	建築関連 法令に適 合した建 物である ことを確 認	建築確認申請書(写)	補修改善対象 工事の建物に 関するもので す。			
⑫		建築確認済証(写)				
⑬		検査済書(写)				
					○	○
⑭	現状の建 物の構造 を確認	仕上表	補修改善対象 工事の建物に 関するもので す。	○	○	○
⑮		平面図		○	○	○
⑯		立面図		○	○	○
⑰		断面図	注：現状が反映されている 図面であること。 注：データ化 した際に記載 内容が読み取 れる図面であ ること。	○	○	○

■設計監理者が作成準備する書類

【工事計画等設計図書及び見積に関する書類】

書類 番号	書類 の 用途	書類名	備考	建物の 補修改 善工事	設備の改修工事	
					取換 のみ	付帯工 事がある 場合
②④	補修の計 画内容を 審査する 書類	敷地及び土地一 覧表		○		
②⑤		建物一覧表		○		
②⑥		設計における特 記仕様書	特記事項が無い場 合は「特記事項無し」と記載し提出 してください。	○	○	○
②⑦		設計における仕 上表		○		
②⑧		設計後の配置図	⑩－３から変更が ない場合は⑩－３ で流用可	○		
②⑨		設計した平面図	補修改善対象施設 に関するもので す。	○	現状が 反映さ れてい れば 21 ～23 で 転用可	現状が 反映さ れてい れば 21 ～23 で 転用可
③⑩		設計した立面図		○		
③①		設計した断面図		○		
③②		設備をプロット した図面と機器 表	各工事の種類毎に 作成してくださ い。	○	○	○
③③		当該補修工事の 詳細設計図	各工事の種類毎に 作成してくださ い。	○	○	○
③④	スケジュー ール確認	予定工程表	様式を参考に作成 してください。	○		
③⑤	劣化状況 を審査	修繕改善箇所の 写真	・工事写真のルー ルに則ってくださ い。 ・不具合などの説 明を明記してくだ さい。	○		
③⑥	工事金額 の内容と 妥当性を	工事予定金額		○		
③⑦		設計監理報酬見 積書	見積の明細を必ず 添付してくださ い。	○		

③⑧	審査する書類	参考見積資料 (業者見積書、 定価表等)		○
③⑨		採用単価の根拠 説明書	「予算金額・単 価・数量の作成根 拠」を作成してく ださい。	○
④⑩		積算数量計算書		○
④⑪	工事及び 設計監理 者が申請 要件に適 合してい るか審査	建基法及び建築 物省エネ法の改 正に関する設計 監理者届出書	別紙「建基法及び 建築物省エネ法の 改正に関する設計 監理者届出書」を 提出してくださ い。	○
④⑫		反社会的勢力排 除に関する誓約 書	別紙「反社会的勢 力排除に関する誓 約書」を提出して ください。	○

14. 受付及び提出期限

【募集開始日】

令和7年6月2日（月）

【募集締切】

令和7年6月30日（月）（必着）

15. 問い合わせ

法人所在地の都道府県共同募金会

16. 調 査

申請書及び付属書類等に基づき書面調査を行うとともに必要に応じて現地調査を行います。

17. 審 査

審査委員会において申請事項について審査します。

18. 助成金の交付決定

審査委員会の意見の具申を受け理事会が交付決定します。

19. 審査結果の通知

審査結果は、令和7年9月下旬(予定)に申請者に郵送で通知します。

なお、採否の理由を含む選考に関するお問い合わせには応じません。

20. 実績の報告及びアンケート・ヒアリング等への協力

交付決定を受けた法人に、本助成事業の調査・評価のために、助成事業に関する事後のアンケートやヒアリングを依頼することがあります。

21. 個人情報の取扱いについて

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。